

## 二 新制高等学校の発足

### 新制高等学校の理念

昭和二十三年四月に発足した新制高等学校は、「米国教育使節団報告書」において上級中等学校として構想され、教育刷新委員会の審議過程で具体化していき、昭和二十二年三月三十一日の「学校教育法」成立によって、その設置が正式に決定されたものである。この新制高等学校の制度的理念は、昭和二十二年二月十七日に出された文部省通達「新学校制度実施準備の案内」に示されている。そこには「高等学校は、中学校終了後更に学校教育を継続しようとするものを全部収容することを理想とする」ことや、「高等学校は義務制ではないが、将来は授業料を徴収せず、無償とすることが望ましい」ことが述べられており、新制高等学校の準義務制的性格が明確に打ち出されている。新制高等学校は全日制、定時制、通信制の三形態を持っており、どの課程を卒業しても同等の資格を取得することができた。これによって、どの課程の生徒も同等の教育を受けることができ、高等教育機関への進学が可能になったのである。これは、旧来の中等学校の特権的性格を否定し、義務教育終了後の教育をも国民一般に開放するものであった『近代日本教育百年史』第六巻。

この新制高等学校の理念を、より具体的な形で示したのが「総合制」「小学区制」「男女共学制」のいわゆる「高校三原則」である。「総合制」とは、同一の高等学校内に普通科と職業科を併置するものである。これはとくに高等学校の少ない地方において、青少年や地域の教育要求を受け入れて、青少年に広く学習の機会を提供しようとするものとして推奨された。「小学区制」は、進学希望者に可能な限り多くの機会を提供し、就学の機会が通学の使によって左右されないよう配慮して構想された制度である。「総合制」と「小学区制」は、地理的条件の不備を克服するために、互いに補完し合って教育の機会均等を実現しようとするものであった。「男女共学制」は、男女両性の相互の理解を深めるとともに、男女に対する教育内容の質を均等にし、男女平等の基礎を育成することをめざすものであって、平等の理念を具現した制度であった。

新制高等学校の教育課程における特色は、選択教科制と単位制にある。それは、昭和二十二年四月七日に出された文部省通達「新制高等学校の教科課程に関する件」に示されている。この中で、高等学校の課程を大学準備、職業準備、実業の三教科課程に分けて、各課程設置の具体例を示した。この課程編成の方針は、次の点で画期的なものであった。第一は、生徒の個性や興味や進路に応じた教科内容を選べる選択教科制を採用したことである。第二は、選択教科制と表裏一体の関係にあるのだが、高等学校のすべての生徒に共通の目標達成のための資質や能力の育成をめざして、共通必修教科を採用したことである。第三は、先の二つの理念の具現化の具体的方法として、単位制を採用したことである。この単位制は週一時間一年間の学習を一単位とし、各課程ともに必修三八単位（国語九、社会一〇、体育九、数学五、理科五）を基礎に、八五単位を卒業の要件としていた。この基準は翌二十三年の文部省通達「新制高等学校教科課程の改正について」で一部修正のうえ、二十四年度から実施された。

以上のことから、新制高等学校改革の理念は、すべての国民に中等教育の機会均等の実現と、この年齢段階の生徒の個人的特性と進路の多様性に応じるための方策の整備にあったということができよう。すなわち平等の原則に基づく統一性と個性の原理に基づく多様性が戦後の中等教育改革の柱であった。しかし、それは相反する性質を含むゆえに、それ以後高等学校教育の実施にあたって、さまざまな課題に直面することになった。

# 新制高等学校設置の準備作業

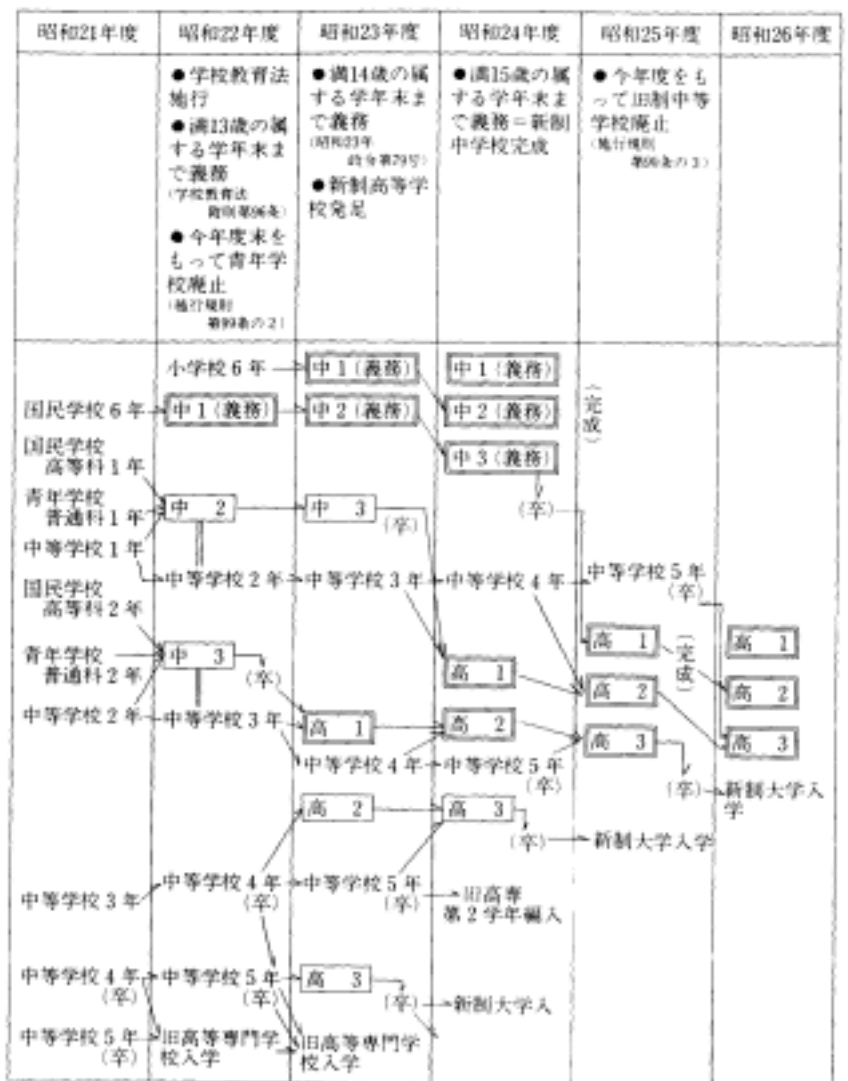
昭和二十二年（一九四七）十二月二十九日、広島県は地方事務所長と市長宛に、「新制高等学校設置地方準備金設置について」という教育部長通牒を出し、二十三年一月中旬までに地方事務所および市ごとに新制高等学校設置地方準備協議会の設置を指示した。この地方準備協議会は町村代表、各学校長、教員組合代表、地区選出県議会議員、学識経験者を委員として、新制高等学校の設置について研究審議し、その意見を県準備協議会に申達することを目的に設置するものである。次いで、広島県は昭和二十二年一月二十日に、各地方事務所長、市長、地方協議会議長宛に「新制高等学校設置準備について」「県達学第七〇号」を出し、新制高等学校の概要の取りまとめを指示した。



広島市でも一月末に専門部会を開いて原案を作成し、二月四日の市準備協議会で報告した。その後は小委員会で作案が審議され、紆余曲折を経たのちの三月十六日に、県準備協議会に対する答申案を決定した。一方、広島県は準備協議会を二月二日、二月二十四日、三月五日に開催した。三月五日の第三回準備協議会において、具体的答申案作成のため、委員三〇名からなる小委員会を設置した。小委員会は中等学校長会会長の数田猛雄を議長に選出し、三月十二日以降一六回の会合を開き、地方準備協議会の調査資料や基本答申をもとにしつつ「高等学校設置基準」や専門部会の意見を参考にして、県内新制高等学校の設置を決定する作業を進めた。

## 新制高等学校の誕生

新しい理念に基づいた高等学校を、短期間のうちに創設しなければならなかった文部省は、旧制中等学校を新制高等学校に移行することを基本に、地方の実状に応じた柔軟な施策によって、新制度に対応しようとした。たとえば旧制中等学校生徒は、新制の中学校や高等学校の該当学年に転学してもよいことにした。この時の転学手続きを示したのが、表七-四-二である。また、「高校三原則」についても柔軟な方針が提示された。男女共学については、昭和二十二年二月の「新学校制度実施準備の案内」や同年の「新高等学校実施の手引」において、地域の教育的意見を尊重して決定すべきであるとされた。総合制についても、「学校数の少ない地方においては、総合的な学校が地方の必要性に適合すると思われる」



備考 1. 昭和22、23年度においては、旧制中等学校に新制中学校を付設したものが多い。  
 2. 昭和23、24、25年度においては、旧制高等学校に旧制中等学校を付設したものが多い。



## 新制高等学校の再編成

昭和二十三年に生まれた新制の高等学校は、その制度的形態を整えることを急いだため、大部分の学校は旧制中等学校をそのまま移行させる形で発足した。このために、母体となった旧制中等学校の格差をも引き継いだことや、高等学校三原則の不徹底など、教育の機会均等の完全な実施にはほど遠かった。このような状況のもとで、CIEは昭和二十三年十月二十七日に「オズボーン声明」を出し、新制高等学校の男女別学、単科課程、無学区割を批判した。それは高等学校を再編成することによって教育の機会均等の完全実施を実現しようとするものであった。これを受けて、中等学校の再編成は、まず近畿地区で実施された。広島においても、広島県軍政部のハイガー教育部長から中等学校の再編成の実施を非公式に伝えられるなど、再編成が避けられない情勢となってきた。広島県教育委員会は軍政部からの正式通知の前に再編成への体制を整えようと、昭和二十四年一月八日に「高等学校統廃合準備案」を作成した。

広島県教育委員会が再編成に向けて動きだした一月十五日、広島県軍政部長クロワード中佐は、広島県教育委員会に対して、中等学校の再編成を至上命令とする勧告書を送った。この勧告書において、総合制・共学制の高等学校を設置するよう求めた。この措置は「より少数の学校でより多くの生徒を収容し得て生徒たちの莫大な通学経費を軽減するのみならず、中学校により必要な校舎を与える」ことを意図するものであった「高等学校再編成一件」。

広島県教育委員会は、勧告書を受け取った一月十七日のうちに改めて「高等学校再編成準備計画案」を作成する一方、近畿各府県の再編成の実態調査に取り掛かるとともに、また、広島県軍政部と交渉しつつ、再編成の「方針」および「要項」を一月中にまとめていった。高等学校再編成に関する方針は「旧来の伝統に拘泥することなく、学区制、総合制、其学制の原則に基づく新しい性格の学校を育成するよう最善の努力を払う」というものであった。また、「要項」は三原則のうち得に学区制について、高等学校の統廃合を詳細でかつ抜本的な改革案を示した。また、教員の配ほについても、従来 of 経歴を白紙還元したうえで、中学校教員組織の充実を最重点としながら、異動を断行するという思い切った改革案を示した「高等学校再編成一件」。

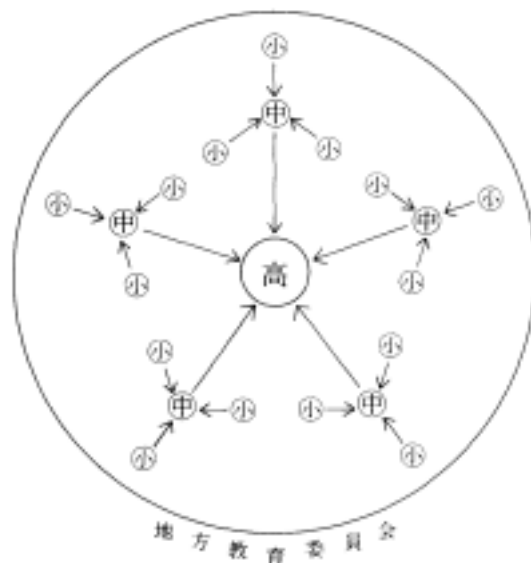


図1-4-6 地方文化センターとしての高等学校模式  
（「高等学校再編成一件」）

この再編成の構想を練る中で、高等学校と地域社会の結び付きを強化し、高等学校を地域文化の拠点にしようという考えが議論されていた。「高等学校再編成一件」のなかに「地域文化センターとしての高等学校模式」と題された図がある。ここに示された学区制こそ、再編成の目指す小学区制の意味を明確に表している。すなわち、小学区制はたんに通学区を意味するのではなく、地域文化の核として高等学校が機能することを期待する制度であった。

二月二日に、この改革原案が県下の各関係者に配布されたし、新聞等によって県民にも知らされて、各界の理解と協力が求められた。改敏案が示されると、県民各層から、再編成に伴う高等学校の統廃合問題を中心に猛烈な反対運動が起こり、広島県教育委員会への陳情が繰り返された。しかし、再編成準備室は反対運動を退けて、

二月二十七日に当初の方針に基づいた原案を作成した。この原案は、広島県教育委員会再編成準備委員会で審議したうえで、三月七日に「中等学校再編成実施要項」として発表した。この中で「公立の高等学校については、旧来の伝統に拘泥することなく、学区制、共学制、総合制の原則に基づく新しい性格の学校を育成するよう最善の努力を払う」と「高等学校再編成一件」、三原則の完全実施を中心にした高等学校再編成計画を示したのであった。

広島県教育委員会がその原案を広島県軍放却に報告すると、クロワード中佐から広島県教育委員会宛に、三月十一日付けの「高校再編成について」という文書が送付されてきた。この文書の中でクロワード中佐は、この原案が一月十五日付けの勧告案の指示事項に合致しており、今後はいかなる修正変更も受けることなく、この原案に沿った再編成を完全実施すべきことを勧告した「高等学校再編成一件」。

広島県軍政部の強い支持は得たものの、県下各地では高等学校存続運動が激しくなっていたし、広島市においては商業・工業高校の単独制存置が市議会で問題になっており、原案の承認は難航を極めた。結局、原案に若干の修正を加えたうえで、昭和二十四年三月二十六日、広島県教育委員会は、公立高等学校七三枚を四六校に統廃合することを発表し、四月十九日には校長の大異動を行った。そのうえで四月三十日に高等学校の再編成を実施し、新制高等学校は再出発をしたのである。

## 高等学校再編成の実施状況

再編成に伴う高等学校の統廃合は、県下の様々な方面から非難されながらも実行された。広島市域においては、広島工業、広島商業が総合制実施のために国泰寺、皆実、観音の各高等学校に分散されることになった。これに対して広島県校長会は「極端な総合制に反対する。とくに広島工業、広島商業、尾道商業、福山工業、西条農業の五実業学校は単科独立をして、同種学校の中心校として斯学の研究に励むべきである。今もし時流に媚びてこれらの学校を形式的に総合高校とすると、必ず悔いを将来に残すであろう」と、実業高等学校の廃止に強く反対した。しかし、総合制の実現を重要課題とする再編成作業は強力で推進され、結局、市域では、市立の舟入、基町、県立の観音、国泰寺、皆実および可部の六校に再編成されたのであった。

このときCIEが目指したアメリカ型の総合制は、施設設備の点や普通科目と実業科目の間にちがいをもうける日本の教育観によって、完全に実施することがむずかしかった。そこで一つの高等学校に複数の課程をおくという妥協的方策をとったのである。したがって、この措置は総合制の理念を十分に生かすこともできず、実業専門教育を十分に行うこともできない結果になってしまった。また、施設設備の均等化を図って、備品の再配分を行うなどの努力もなされたが、絶対数の不足を補うまでにはいたらなかった。したがって「科学教室兼割烹室などでは化学薬品のおい混じってサンマを焼く煙が漂った。男子校に女子生徒を収容した悲哀が身にしみた。七輪をパタパタあおぎ、カレーの味つけにもアルコールのおいが混じる有様で、総合制、共学制も施設の裏付けがなければ前途程遠い」と言われるほどであった 広島県広島基町高等学校創立三十周年記念誌『桐茂る』。

総合制は小学区制と密接につながっていた。この学区編成にあたって再編成準備室は、高等学校への生徒の進学状況一 人目密度、交通事情、学校の所在地、学校の生徒収容能力等を総合的に勘案して、学区を決定した。なお、小学区制は普通課程にのみ適用されるにとどまった。

実業課程は施設設備等の点から県下各地域に設置することが不可能であったので、農業科や商業科は三ないし四つの郡市を一学区にし、工業科はさらに大きな学区あるいは県全域を一学区に設定した。このとき現広島市域の高等学校の学区は表七 - 四 - 六のように設定された。



学区を設定する一方広島県教育委員会は「広島県高等学校通学区規定」を定め、原則として、生徒を新しい学区の高等学校へ一斉に転校させることにした。この措置によって多くの生徒が高等学校を変更させられたため、学校にかなりの混乱がみられた。国泰寺高等学校の場合再編によって表七 - 四 - 七のように多数の生徒が転入してきた。三原則の一つ男女共学は、多少の波紋は起こったものの、他の二つの原則ほどの混乱をもたらしはしなかった。それどころか、生徒たちにはおおむね好感を持って迎えられたようである。

再編成を実行するにあたり、重要な課題の一つとして教員人事があった。高等学校間の質的格差をなくすることを目的に校長はじめ教員は全面的に移動させられた。その作業はすべて広島県教育委員会で実施したが、結果に不満を待つ教員が多かったようである。また、再編成時に生徒の転校や転科が予想されたため再編後の生徒数が把握できず、教員定員を決定することができなかつたし、授業科目の選択制により教科教員の割当が予測できなかった。そのため、再編後にはどの高等学校においても教員の過不足や様々な混乱が生じたのである。

再編成は定時制や通信制においても行われた。昭和二十四年三月十六日に広島県教育委員会から「高等学校(夜間課程・定時制課程)再編成」が布達され、定時制高等学校の設置要項が示された。これによって、定時制高等学校は地域とのつながりを強めたが、現広島市域の定時制高等学校に限って言うならば、校名が変わった程度でそれ以上の実質的な変更はなかつた。また、通信制課程もほとんど変更はなかつた。広島県鯉城高等学校通信教育部は広島県国泰寺高校通信教育部と改称され、県西部を学区とした。



図7-4-7  
新制高等学校再編成後の状況を伝える  
新聞記事(昭和24年) <『中国新聞』>

表7-4-7 国泰寺高等学校の再編成時の  
出身校別生徒数(単位:人)  
(昭和24年7月1日)

学校	学年	学年			合計
		1年	2年	3年	
鯉城	城	64	45	64	173
芸陽	陽	29	24	34	87
城北	北	38	14	28	80
有朋	朋	67	28	17	112
二葉	葉	59	23	12	94
広南	南	36	22	7	65
海田市	市	12	8		20
新制中	中	15			15
他府県	県	9	4	6	19
其の他	他	18	16	6	40
合計		347 (185)	184 (90)	174 (38)	705 (313)

( )は女子

<『広島一中国泰寺高百年史』>

広島市教育センター編集発行「広島市学校教育史(平成2年3月発行)」より 抜粋・引用

第七章 戦後の教育制度の改革

第四節 中等教育制度の改革より

二 新制高等学校の発足(一部)

(OCR読みとりにつき、誤変換はお許しください。)